

一般社団法人京都府臨床心理士会 選挙規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 一般社団法人京都府臨床心理士会（以下「本会」という。）定款第23条第1項に規定する役員を選出を適正に行うためにこの規程（以下「本規程」という。）を定める。

(委員会の構成)

第2条 本会の役員候補者の選出の管理業務は、選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が行う

2 委員会は、本会の正会員から選任された3名の選挙管理委員（以下「委員」という。）をもって構成される。

3 委員は、第1項の選挙の事由が発生する8箇月前の日以後すみやかに本会の理事会が選任する。ただし、補欠選挙にかかる委員については、補欠選挙実施時に選任する。

4 委員会はその代表責任者として選挙管理委員長を定めなければならない。

5 委員に欠員が生じたときは、第3項に準じて追加選任することができる。

6 委員が候補者となる場合には、その時点で委員を辞任しなければならない。

7 委員会は、選挙日程の公示にあわせて、委員の氏名を公表しなければならない。

8 会長は、第3項により委員選任後遅滞なく、最初の委員会を招集しなければならない。それ以後の招集は、選挙管理委員長が行うものとする。

9 事務局は、委員会の指示により、委員会の事務を補佐する。

10 選挙管理委員の任期は、委員委嘱日より会員総会での役員選任及び就任承諾確認までの期間とする。

(委員会の業務)

第3条 委員会は役員候補者の選出および新会長選出に関する業務を行う。

第2章 役員候補者の選出

(役員候補者の選挙権及び被選挙権)

第4条 役員候補者の選挙権及び被選挙権は、選挙が実施される年度の8月末日（以下「基準日」という。）における本会の正会員が有するものとする。

(役員候補者選出業務)

第5条 委員会は役員候補者の選出に関し、以下の業務を行う。

(1) 役員候補者選出の実施日程等の確定と公示

本規程第2条第9項の最初の委員会開催後、遅滞なく役員候補者選出に関する実施日程及びその実施手続きに関する計画書（以下「選挙公示」という。）を作成し、これを全正会員に公示する。

(2) 選挙台帳の作成

本規程第4条による選挙人及び被選挙人名簿を作成する。ただし、会員名簿と同一の場合は、会員名簿をもってこれに代えることができる。

(3) 立候補の受付

委員会は選挙公示に定める期日（以下「届出締切日」という。）までに、役員候補者についての立候補を受け付ける。役員選挙に立候補する者は、委員会の定める所定の文書で選挙管理委員長に届け出なければならない。

(4) 立候補者名簿の作成と公示

委員会は前号による立候補者の氏名とその所属を、届出締切日後、選挙公示で定めるところにより、全正会員に公示する。

(5) 届出締切日の延長

役員候補の立候補者が定数に満たない場合は、選挙管理委員長は、届出締切日を最大3週間延長することができる。

(6) 役員候補者選挙の実施と結果の公示

本規程第7条第1項により厳正な選挙を実施する。開票結果の確定は本規程第7条第2項によりこれを行う。開票に際し正会員の任意の立ち会いを認める。ただし開票の会場の都合等により人数を制限することがある。委員会は開票業務の終了後、その結果（全体の投票数・投票率、当選者と次点者の得票数）を速やかに全会員に公示しなければならない。

(投票)

第6条 役員候補者の選挙は委員会の定める所定の投票用紙を用い無記名の郵便投票による。この場合において、委員会の定めた指定日までの消印のあるもので、開票時までには到着しているものをもって有効とする。

2 投票は理事については3名連記とする。監事については2名連記とする。

(当選者)

第7条 役員候補者の確定は、本会定款第24条及び第25条の規定に則った理事候補者の選出を行った後の得票順とする。ただし、次の場合、この限りではない。

(1) 同点者の生じた場合は抽選によって順位を決する。

(2) 同一人はひきつづいて4期（8年）を超えて理事、監事に選任することはできない。

(3) 理事から監事、又は監事から理事へひきつづき選任された場合は、役職により職務及び権限が異なるので、前号での重任の通算年数とは見なさず、それぞれの役職において重任の計算をするものとする。

2 前項の役員候補者を除いた者を補欠の役員候補者とし、その優先順位は第1項の投票による得票順とする。ただし、同点者の生じた場合は抽選によって決する。

3 役員候補者は、本会定款第18条の決議を経た場合には、役員として選任される。

第3章 会長、副会長及び事務局長の選出

(会長の選出)

第8条 会長の選出は、本規程第7条第3項に規定する理事選任を決議した会員総会に引き続き、理事会において理事の互選による単記無記名投票によってこれを行い、投票数の過半数を得た者を会長とする。ただし、投票数の過半数を得た者がいない場合には、得票順に2位までの者について再度投票を行い、投票数の過半数を得た者を会長とする。

2 前項の規定により会長として選出された者は、理事会において過半数の多数による決議を受けて選定されたものとする。

(副会長の選出)

第9条 副会長の選出は、理事の中から会長がこれを指名し、理事会の決議を受けて選定されるものとする。

(事務局長の選出)

第10条 事務局長の選出は、理事の中から会長がこれを指名し、理事会の決議を受けて選定されるものとする。

第4章 補欠者

(補欠者)

第11条 会長が欠けた場合は、本規程第8条を準用する。

2 副会長について欠員が生じた場合は、本規程第9条に従って選定する。事務局長について欠員が生じた場合は、本規程第10条に従って選定する。

3 会長、副会長、事務局長以外の役員につき欠員が生じ、補欠の役員を選任する場合は、本規程第7条第2項に規定する補欠の役員候補者について会員総会の決議を行うものとする。

4 前項の場合において、補欠の役員候補者がいない場合、当該役員の任期満了までの期間が12箇月以上の場合は補欠選挙を実施することができるものとし、選挙権及び被選挙権は補欠選挙公示日における正会員が有する。投票の方法は、理事については第6条第2項の「3名連記」を、監事については第6条第2項の「2名連記」を、それぞれ「欠員数分の連記」と読み替えて適用し、役員候補者の確定は得票順に決定する。ただし、同点者の生じた場合は抽選によって決する。なお、補欠の役員候補者は、会員総会の決議を経て補欠の役員に選任される。

5 前項の規定によって選出された者の任期は、本会定款の定めるところによる前任者の任期の満了する時までとする。

(補欠選挙)

第12条 前条に定める補欠選挙の実施は、理事会の決議によるものとする。

第5章 規程の変更等

(規程の変更)

第13条 本規程は、理事会の決議によりこれを変更することができる。

(委任)

第14条 本規程の施行に関して必要な事項は、本規程に別に定めがある場合を除き、理事会の決議を経てこれを定める。

附則 本規程は、2021年5月16日から施行する。